

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市環境衛生対策要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舍の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舍の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

(5) 廃棄物の処理

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

関係機関、団体及び地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。